

足立区議会議員 ただ太郎 様

足立区議会議員 15番 山中 ちえ子 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 一般行政	I. 区長の政治姿勢について 1. 社会保障の負担増について 厚生労働省の2026年度概算要求には、物価高騰などによる病院の深刻な経営危機や介護の基盤崩壊を打開する抜本的な解決策は盛り込まれていない。 また、「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）では「歳出改革努力を継続」として、さらなる利用者負担増と給付抑制を求め、高齢化などで当然増える社会保障費の26年度の「自然増」を圧縮し、予算編成に向けて、国民負担増・給付削減が狙われている。 介護保険では「利用者2割負担の対象拡大」「要介護1・2の人への生活援助サービスの保険料外し」など、医療では、「現役世代の負担軽減」を口実に、病床の11万床の削減やOCT（市販）類似薬の保険外しなどで医療費の4兆円の削減を打ち出している。 このような社会保障の改悪は物価高騰などで負担増に苦しむ区民の生活を一層困難にするとは思わないか。国に対し社会保障の充実を求めるべきではないか。 2. 住民意思の尊重について 足立区自治基本条例は「地域のことは地域住民が決定」することを基本としている。しかし足立区は、住民の要望の強い図書館設置には背を向け、千住大川端地区計画は、住民説明会でも「こんなに高い建物にしないほしい」の声が圧倒的多数、都市計画変更に基づく住民の意見書でも「建物は超高層ありきで、超高層による不安をほとんどの人が発言しているのにまともな回答はない」など全てが反対意見であったにも関わらず無視して事業者言いなりのタワーマンションにするため規制緩和をした。学校統廃合では、パブコメに寄せられた反
	11月25日 午前・午後 10時00分受付 質問時間 32分

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
2 政策経営行政	対の声は38%だと示し反対の声は91%だとの正確な反映を行わずに進めようとし、結局区民の声を無視して、個別の統廃合計画に乗り出している。 まちづくりも教育も、区長が意思決定を行い、どんなに住民が声をあげても強引にすすめるという区長のやり方は、足立区自治基本条例の精神から逸脱していると思うがどうか。他の先進自治体のように、住民の意思が区がやろうとしていることと異なる場合には見直すべきではないか。 Ⅱ. 物価高騰対策について (1) 物価高騰のための支援金が国から来たが、足立区が打ち出した物価高騰支援策は「足立区プレミアム商品券（PayPay 商品券）事業」の還元率の上乗せに全額活用した。全世帯へのお米券配布に活用した台東区とは大きな違いだ。「PayPay 商品券」の購入は1回限りのため、12,000円分の還元を受けるには4万円を準備する必要がある。日本共産党足立区議団は「PayPay アプリと本人認証のためのマイナンバーカードか運転免許証を持っている20万人のうち、さらに事前にお金を準備できる一部の区民しか利用できない制度だ」と質し、区も「万人に使えないのは否めない」と認めている。公平な物価高騰対策こそ必要ではないか。 (2) 国の「重点支援地方交付金」（追加分）の活用について ①国は物価高騰対策として『重点支援地方交付金のさらなる追加を行う』方針を示している。実施されれば自治体は自由に使うことが出来るが、国は様々な推奨メニューを示しているが、「賃上げ支援」や、「特別枠」を設けた食品の物価高騰支援策である「お米券の配布」施策に活用すべきと思うがどうか。 ②一刻も早く、区民に届けるために、補正予算も含めて対応すべきだが、実施時期の見通しを伺う。
3 福祉行政	Ⅲ. 福祉・医療・介護について 1. 生活保護について (1) 法外援護について 物価高騰により暮らしが厳しくなっている中、せめて法外援護の充実を重視するべきだ。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	①足立区で行う法外援護で示している自立促進事業は、受給者から相談がないとワーカーから説明がされないため、ほとんどの方に知られていない。 決算特別委員会で区は「ワーカーがしっかりと意識して案内できるようにしたい」と答弁した。ケースワーカーの案内の徹底と共に、受給者用の「生活保護のしおり」に掲載、もしくは簡易パンフを作り、受給者自らが知り選択できるようにすべきではないか。 ②区で行う補助対象の項目は、東京都が示す「被保護者自立促進事業」から選んでいるが、まだ選択されていない補助対象事業が多くある。例えば「都立職業能力開発センター入校選考料」「参考書等購入費」「その他福祉事務所長が必要と認める事業経費」も区の要綱に加えるべきではないか。 ③法内の就労支援事業（技能習得費）に加えて、積極的に資格取得を目指している被保護者には、法外援護で補助教材購入費の補助ができるが、必要な人に届き切れていない。周知と共に、免許取得など自立に役立つ支援へ枠を拡充する考えはないか。 ④「シルバー人材センター年会費」は、基礎控除の範囲内の収入しかない被保護者に対し「年会費を負担」しているが、年会費のみではなく、仕事に必要な工具などの購入費も援護の対象にするべきではないか。 ⑤地域生活移行支援の中の「住宅契約関係費」は、鍵の交換費用やルームクリーニング代の支援だが、住宅費高騰により転宅が迫られ困っている受給者にとって物件が決まるまでの期間、家賃など関係費に含め費用を充てることができるようにすべきではないか。 （２）貧困の連鎖を断ち切る進学支援について 生活保護世帯に生まれた子どもが大学等に進学する場合は、世帯分離をして自ら生活費も捻出して学ばなければならず、将来の道を切り開くために、ハードルを下げて支援する必要がある。 ①大学生等の修学・就職活動にかかる費用の助成（最大20万円まで支援）の要件の緩和を求めたところ、区は「国の給付型奨学金の要件通り、高等学校等における第1学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上」と答弁してきた。しかし国の給付型奨学金の要件は、「入学しようとする大学等における学習意欲を有することが、文書、面談等により確認できること」もあり、3.5未

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	満であっても、適用できるのではないか。 ②生活保護世帯の進学支援については、世田谷区のように貧困の連鎖を断ち切るために、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給をしていなくても大学等に進学する若者全体を対象にする制度を設けるべきではないか。 2. ケアマネジャーが一人ひとりの利用者に寄り添える支援を (1) 多職種連携について 多職種連携研修会が令和元年に始まり「顔が見え相談できる関係づくり」を進めるとして地域ブロックごとの研修会が年に1回行われている。区内5地区に分けたブロックのため、各サービス事業所の意見や困りごとの共有・解決にいたらない。各地域包括支援センターごとで「顔が見え相談できる関係づくり」「利用者を中心とした問題解決の困難が共有できる多職種連携交流会」が求められていると思うがどうか。 (2) 入院中の連携について ①入院期間中に、「利用者（患者）が退院時、安心して療養できるよう」通常の在宅生活において、かかりつけ医、家族、ケアマネ等が「入院した際にどう入院先と連携するか」を議論し共有しておくべきではないか。 ②未認定の高齢者が入院した際にはケアマネがいないため、退院時の準備が追い付かない場合が多い。普段から居宅支援事業所や地域包括支援センターが担当し、入院期間中に退院後の療養について、家族・入院先医師や看護師と協力し退院後の在宅療養生活プランづくりにつなげ、未認定の高齢者が退院後の見通しをもち、入院生活を過ごせるようにすべきではないか。 (3) 制度開始年当初、一人のケアマネが受け持つ利用者の数は指定基準上の件数は50人だが、介護報酬上の制限はなく青天井だった。2006年の制度改正において規制が作られ基本39件までしか報酬上認められないこととなり、ケアマネが受け持つ利用者の件数が減り事業者が受け持つケアプランの数が制限され、利用者一人一人に寄り添える、サービス担当者とのコミュニケーションや家族との連携もしやすくなった。しかし、2024年には一人が受け持つ利用者の数は44人まで増えた。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	ケアマネの担当人数が増えれば、一人一人に寄り添う時間が減り、さらにサービス担当者と家族のコミュニケーションが減る。ケアマネの働き方と、利用者に寄り添える時間を保証し多職種連携に積極的に取り組めるよう区内に働くケアマネが増えるよう区独自の支援策を検討するべきではないか。 3. 介護、看護定着支援について いま、介護現場は深刻な人材不足に襲われており、介護制度の存続にかかわる事態だ。 (1) 介護・障がい事業者への家賃支援事業について 今年度より開始した家賃支援事業は「若手定着支援」を目的としているため、34歳以下しか利用できず、ベテランのみならず転職した新規資格取得者やケアマネジャーも排除されかねない。そのため約1520か所の事業所があるのに、利用者は50名ほどとわずかだ。区は決算特別委員会で「現事業がベストとは思っていないので改善を検討する」旨の答弁を行った。直ちに改善をするべきだが、検討状況を伺う。 また、都の「居住支援特別手当」に上乘せする形で、年齢を問わず月額2万円の補助を行えば、定着支援にもなり、全国に誇る支援策となると思うがどうか。 (2) 『介護のおしごとトライアル』事業は、紹介予定派遣の期間中に介護職を体験、直接雇用をめざし、資格取得も含め職場実習から就労まで支援する。正式採用に至るまでの派遣期間中、人件費や資格取得費は区が負担している。介護事業所の人材確保につながると事業者からも好評だ。 制度発足時の職業体験期間は、資格の有無を問わず3か月だった。雇用側は1か月前までに採用の有無を判断し、本人に告知しなくてはならないが、無資格者の場合は、資格取得に1か月かかるため、正味1か月弱で採用の有無を判断せざるを得ず、改善が求められてきた。しかし区は改善どころか有資格者まで、全て1か月弱で正式採用の判断をしなくてはならないようにしたため、事業者から、要望が出されている。 紹介予定派遣期間を1か月のばし、せめて正規雇用判断まで正味2か月の期間をもてるようにすべきではないか。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
4 区民行政	4. 国民健康保険料などについて (1) 子ども子育て支援金区分の上乗せ徴収について 区は、「令和8年度より国民健康保険を含むすべての医療保険制度において、子ども子育て支援金分保険料の徴収が始まる」と国保だよりで一斉に通知を行い、区民から疑問や怒りの声が寄せられている。 これは、政府が「子ども未来戦略」に基づき今後3年間で集中的に取り組む加速化プランの財源を医療保険制度の上乗せ徴収する支援金制度で賄うためのものだ。 上乗せ分の月額、全制度平均は令和8年度見込みでは250円、令和9年度は350円、令和10年度は450円と、2年後には倍近くの負担を区民が負うことになる。 令和10年度には年収200万円で年4,200円、400万円で7,800円、600万円で12,000円と試算している。 ①高齢者の負担を増やしサービスを削減することは親を支える子供世代に直結し、現役世代の将来不安を広げる。「支援を拡充すれば保険料を上げざるを得ない、その範囲でしか拡充しない」のではなく、国の責任で公費の大幅増こそ必要と思わないか。 ②とりわけ収入の低い加入者の多い国民健康保険加入者が保険料に対する支援金の負担増の割合が高くなる。フリーランスの方は支援金を払っても支援金財源の出生後休業支援給付、育児時短就業給付は雇用保険には未加入であり、給付を受けることができないなどの課題があると思うがどうか。とても公平な仕組みとは言えないと思うがどうか。 ③政府は支援金の徴収について「歳出改革、賃上げにより実質負担0」というが、実質賃金が連続後退をし、新政権が「賃上げ目標の据え置き」を表明する中、実質負担増の区民への影響をどう考えるか。 (2) 来年度の国民健康保険料について 保険料増を抑制する特別区独自激変緩和措置が今年度で終了することから、大幅な負担増が懸念される。また、8年度からは新たに子ども・子育て支援金が加算され、今でも高すぎる保険料がさらに大幅に引き上げられ、物価高騰が続く中で区民のくらしを一層困難にすることになる。 足立区は区長を先頭にこれまでも様々な場で保険料負担軽減の先頭に立ってきたことは大いに評価している。引き続き負担軽減の立場で、発言し、あらゆる手立てを尽くしていただきたいがどうか。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	(3)資格確認書（特別療養）について 保険証の廃止により、マイナ保険証を取得していない区民には保険証と変わらない資格確認書が送付されているが、滞納者（特別療養の資格確認書保有者）は従来の短期証や資格証が廃止されたことにより、窓口で10割支払い償還をうけることになる。区内では647世帯が該当する（10月末現在）。 しかし10月17日、国は「国保滞納者も自治体の判断で、医療を受けることを保障する」事務連絡を出した。足立区においても積極活用をはかり、医療をうける権利を保障すべきではないか。 5. 後期高齢者医療について (1)75歳以上で自己負担2割の人への負担軽減措置が9月末で終了し、10月から16,875人の高齢者の窓口負担が増え、物価高騰で苦しむ年金収入に頼る高齢者世帯に新たな負担を負わせることになった。 ①東京都後期高齢者医療広域連合保険部による、令和8・9年度の保険料率の改定について（算定案）では、特別対策として230億円、広域連合の管理する特別会計調整基金及び東京都の管理する財政安定化基金から合わせて423億円の投入を見込んでも、1人当たりの平均保険料は前年比11.2%、12,471円の大幅な値上げとなった。東京都の後期高齢者医療保険料は今でも全国で最も高額だ。これ以上の保険料引き上げはやめるべきと思うがどうか。 ②特に問題なのは、保険料は、個々に算定されるが窓口負担は世帯収入で判断するため本人の収入が無くても2倍の窓口負担になる方もいる。制度のあり方としておかしいと思わないか。是正を求めるべきではないか。 (2)国は「高齢社会対策大綱」で75歳以上の高齢者の窓口3割負担の拡大を打ち出し、負担増を負わせる方針だ。物価高騰が続き、年金はほとんど上がらない状況の中で、新たな負担増について区はどう考えるか。さらなる負担増は、医療を一層遠ざけるものになるとは思わないか。国に対しこれ以上の負担増はやめるよう求めるべきではないか。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
5 政策経営行政	IV. 若者参加のまちづくりについて 11月15日・16日に開催された「わかもののまちサミット」および「全国ユースカウンスルサミット」に参加した。若者が自治体の政策や意思決定に関わる仕組みは全国で広がりつつあり、その実践者や自治体職員が一堂に会する貴重な機会となった。北欧スウェーデンでは若者の投票率が85%、若者の7割が若者団体に所属するなど、民主主義が生活に根づいている。日本に欠けているものは「民主主義そのもの」であるとの指摘もあった。 足立区でも若者参画の理念が子ども計画に書き込まれ、「子ども基本法」の理念である子どもの権利を尊重する姿勢が当たり前になりつつある。しかし、若者施策の効果をどのように測定し、どう発展させるか、ここに大きな課題がある。 サミットでは「評価とは若者を管理するための仕組みではなく、若者が社会の一員として声を上げ、未来を共につくるためのプロセスであるべき」と議論された。豊田市ではユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」を導入し、10項目の評価ツールを活用しながら自治体横断で取り組みの質を高めている。自己肯定感を軸に子ども・若者が自らの意見を持ち、参画する力を育てている。 足立区でも、あやセンター ぐるぐる・アヤセ未来会議など、若者が地域と関わり始める実践が進んでいる。「関心はあるが参加方法がわからない」という状態から主体的な変化が生まれている。しかし、限られた地域での取り組みであり、施策横断で次のステップに生かす仕組みが整っていない。 1. 若者参画事業全体で、自己肯定感の向上や参画の質を評価できる指標を、豊田市の事例を参考に区として整備すべきではないか。 2. 性的マイノリティでいじめを受けていた高校生が、政策形成に参加するリバースメンター制度をきっかけに活動するようになり、今では「性的マイノリティの生徒が生きやすい未来」をテーマに取り組むようになった、と当事者から発表があった。 （1）区でも令和7年度から「夢・やりたいこと発見プロジェクト」が始まった。39名の応募のうち10名が選ばれたが、参加機会を拡大すべきではないか。 （2）豊田市では「こことよ」という権利擁護の体制を整えた相談所を設けた。若者が匿名でも安心して相談できる場づくりを区として検討すべきではないか。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
6 都市建設行政	(3)「夢・やりたいこと発見プロジェクト」や「若者会議」などについて、学校現場へ積極的に働きかけ、教員推薦や匿名参加を可能にし、困難を抱える児童生徒も安心して参加できる環境を整えるべきではないか。 3. 竹の塚のまちづくりでは「やってみたいに、ふれてみる」を掲げ、若者の社会参画の入口づくりが始まっている。ここでもユースカウンスルの視点を取り入れ、若者の声をまちづくりに反映し、まちをよくしていく絶好のチャンスだと考える。 (1) ニーズの掘り起こしや、拠点に関する意見交換の際には、ユースカウンスル（わかものが自治体の政策や意思決定にかかわる仕組み）の視点で若者参画を促すべきではないか。 (2) 区は方針として「まちづくりに直接かかわっていく、交流機会を作る」としている。若者の社会参画のきっかけであり、社会参画に展望があることを広く地域の若い世代に周知するべきではないか。 V 地域内交通導入サポート制度について 廃止したはるかぜやブンブン号による交通空白対策を強く求める声や議会決議を背景に、区は日常的な交通課題を最も認識している地域住民、団体が主体となって課題解消を目指す取り組みを区がサポートする、として「足立区地域内交通導入サポート制度」を創設し、制度を活用した初の定時定点路線の「花畑ぐるりん」がスタートした。ここで浮かび上がった課題の解決、制度の改善を求める。 1. 調査・検討に係る経費について 1 検討地域 100 万円で、地域内交通調査費、協議会用資料作成費、運行計画立案として制度に位置付けているが、実際には運行事業者の運転手の経路ダイヤに基づいた研修費を人数分計上したり、逆に、住民協議会の資料、意見交流会は区ではなく、住民協議会が自らの負担で熱心に取り組んだ。しかし区は住民協議会に対して、ともすると「予算が足りない」と言い続けた。恥ずかしいと思わないか。 2. 車両のステッカーが小さすぎて目立たない事も含めて問題ではないか。 予算上限は目安とし、協議会の自由なとりくみ、車両のラッピングは自由にできる制度に改正すべきではないか。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	3. 実証実験に係る運行経費 制度上は車両のリース代は別建てで予算を月 10 万円としているが、実際には運行業者が持つ車両を使いまわしている。そのため、試走会では後部座席がシートベルトが破損したままであった。 区が定路定時路線の場合は、10 人乗りのマイクロバスをレンタルする、もしくは区の車両として購入するなど検討するべきではないか。 4. 交通手段検討時の注意事項の項目では「運行事業者へヒアリングする際は、車いすの方も乗車可能なバリアフリー対応の車両を所有しているか確認すること」となっている。しかし車いす利用者は乗車できない車両であり問題だ。障がい者差別解消法に則った車両を位置付けるべきではないか。 5. 地域で活動している二種免許を持つ個人タクシーのネットワークを区が作ることを求めてきたが、区は取り組んでこなかったため、新しい地域交通のたびにタクシー会社などにあたり、「新たな交通を専属で運行できる運転士はいるか」「運行者と検証地域と遠すぎないか」「道路・交通事情等がある程度把握しているか」などを調査し事業者を定めている。今後 10 の地域で行うことを目標にしているが、絶えず運転士不足の問題に悩まされることになる。 区議会において全員一致で採択された陳情項目の実現へ、「二種免許を持つ個人タクシーのネットワーク」づくりに直ちにに取り組むべきではないか。 VI. 違法生コン工場について 1. 事実の確認と行政の不作为について 工場は開業当初から用途地域の指定や手続きについても含めれば 8 つの違反をかかえ、建築基準法に基づく建築確認を経ずに設置している。いわゆる違法建築の状態にある。これは区が開業当初から認識していたことがこれまでの説明会や議会答弁の中で明らかになっている。にもかかわらず、区は建築基準法第 9 条に定められた「是正命令」や「使用禁止命令」など、法に基づく行政処分を長年にわたって行ってこなかった。なぜ、これまで「使用禁止」の紙を貼らなかったのか。その理由を明確に具体的に答えてほしい。

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
7 学校運営行政	2. 区は違法生コン工場側には是正計画の提出を求め3年の猶予を与えたが、2025年10月末に提出されたものは「是正計画」ではなく、「移転しない」という宣言だった。 (1) 違法生コン工場側は「会社設立時から区画整理事業における原位置換地などを経て今日に至る経緯から、当地での操業を継続した事情があった。当地での操業を継続できる「既存不適格建築物」として認識し、東京都と足立区も容認していたのが実態」という。しかし建築当初(昭和40年代)も緑化地域であり、平成14年の建て替えて法令に反する建築物を建てており、既存不適格建築物の規定は適用できない。生コン工場側の言い分は成り立たないと思うがどうか。 (2) 自治体は法に基づき適正な対応がただちに求められる。区は今後、「建築基準法に基づく使用禁止等の措置命令を含めて、令和7年度内を目途に今後の対応を検討する」というが、「令和7年度内に対応方法を検討」「措置命令を含めて」などという曖昧な対応ではなく、直ちに使用禁止の措置命令を出すべきではないか。 VII. 学校適正規模適正配置について 足立区は年少人口減少や施設老朽化を理由に「適正規模・適正配置ガイドライン(案)」を策定し、花畑地区・竹の塚地区・中川地区の統廃合を示しました。しかし、7・8月のパブコメでは反対が91%にのぼり、現場の声との大きな乖離が明らかになっている。 1. 「やりたい」が叶う小規模校 足立区基本計画や足立区の教育振興ビジョンは、自己肯定感の向上、ウェルビーイングの実現を重要な柱とした。詳しい内容では「人の役にたった」など関係の中で自他共に肯定的に受け入れられ生まれる「ありのままの自分でよい」や自信につながる気持ちに裏付けられた「自分を肯定的に認めることができる(自己肯定感)」との実感が教育活動を通じて作ることを様々な場面で設定することが目標とされたものだ。 小規模校は、こうした理念を体現できる環境であり、子ども一人ひとりの「やりたい」を実現しやすい場だ。児童・生徒からの声・生徒会の提案が実行され、生徒会へのあこがれが強まり、それまでは静かだった生徒会選挙が盛り上がるようになり子どもたちの自信へつながる取り組みができています。花畑北中では幸福感の調査が区内1位だ

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	ったとも聞いている。少人数ゆえに互いが自然に支え合い、地域とのつながりも深まる。これらは大規模校では得にくい、小規模校ならではの力だ。 しかし、10月決算特別委員会では、区は「適正規模でなければ多様な経験が得られない」と繰り返し、小規模校の価値を十分に認めようとしません。これは、区が掲げる「子ども・若者のウェルビーイングの向上」に逆行するのではないか。 2. ガイドライン策定のプロセスについて 10月下旬、対象校の保護者の多くがガイドラインの存在すら知らなかった。「今の学校を変えてほしいとは思っていない」「先生との距離が近く安心できる」「統廃合はやめてほしい」という声が相次いでいる。当事者への事前説明がほとんどないまま策定された統廃合ガイドラインは、区の思い込みに過ぎず、区民目線から見て正当性を欠いているのではないか。 3. 竹の塚地区の適正規模・適正配置実施計画案の策定について (1) パブコメにおける結果を正しく報告せず間違って報告した結果、再報告することになったが、その報告と同時に、区は三つの地区のガイドライン案を見直すことなく策定に進ませ、更に間髪入れずに、竹の塚中・湊江中の（統廃合）個別計画案（第1版）へと急速に進めた。文化祭で保護者に伺ったところ、多くが統廃合ガイドライン案も竹の塚地区の実施計画案も全く知らず「知らされないまま進められている」と強い不安を抱いていた。当事者に周知がないもとの竹の塚中・湊江中の個別計画案策定に進むことは道理に合わない。あまりにも上意下達の姿勢ではないか。 (2) 竹の塚中と湊江中の統廃合について『竹の塚中は、いじめも深刻なトラブルも聞いたことがない。いろんな事情を抱えた生徒が転校してくることも多い。教師も保護者も子どもたちと手が届く距離にあり顔もちゃんと覚え交流も増えることで丁寧に接している。今、世界で一番必要なのだと思う。地域のお祭り等には「竹中ボランティア」として驚くほど多くの生徒たちが参加する。大切なことは目に見えないとよく聞く。竹の塚中が持つ唯一無二の「価値」「魅力」をどうかもっと見てください』とパブコメに寄せられた竹の塚中のPTAの保護者からの声だ。区は、こうした保護者や地域の思いを真摯に受け止め、拙速に統廃合を進めるのではなく、ガイドライン案および竹の塚地区

	15 番 山 中 ちえ子
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	の個別計画案は一度立ち止まって、一つ一つそのまま学校施設更新をすることを視野に入れた見直しをすべきではないか。